



(会議の種別及び権限)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、実行委員をもって構成し、理事会は、理事をもって構成する。

3 総会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を決定する。

4 理事会は、次に定める事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の招集、運営等)

第10条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、構成員の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

4 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(事業計画及び予算)

第11条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会則の変更)

第13条 この会則は、総会の議決を受けなければ変更することができない。

(委任)

第14条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、 年 月 日から施行する。

#### 実行委員会役員名簿

役職名	氏名	職業等	備考
会長			
副会長			
理事			
監事			